

東日本大震災復興交付金の概要

1 制度の概要

(1) 目的

平成23年12月7日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」(以下、復興特区法)は、震災により著しい被害を受けた地域の円滑、迅速な復興を支援するため、「東日本大震災復興交付金」(以下、復興交付金)を創設しました。これにより被災した道県、市町村の財政負担を緩和させ、復興地域づくりに必要な事業を展開していくことが可能となります。この復興交付金のため、総額1兆9,307億円(うち国費1兆5,612億円)が予算措置されました。

(2) 対象となる地域

復興特区法は、被災した11道県、222市町村について復興交付金を活用した復興交付金事業計画(以下、事業計画)を作成できるとしています。岩手県の場合、すべての市町村が事業計画を作成することができます。なお、事業計画を作成できる対象地域は、「東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域」であり、震災との被害の関連性があることが求められています。

(3) 事業計画について

復興交付金を活用して復興事業を実施するためには、事業実施の区域、目標、内容、費用、計画期間、災害との関連を記載した事業計画を作成する必要があります。作成は市町村単独で行うか、道県と市町村が共同して行うのか選択することができます。

2 対象となる事業

(1) 事業の種類

復興交付金を活用して行うことができる事業には、基幹事業と効果促進事業の2種類があります。

(2) 基幹事業について

被災した地域の復興に不可欠な基盤を整備することを目的とした事業です。現在、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省から40事業が交付金の対象事業として指定されています。

(3) 効果促進事業について

基幹事業の効果を促進することを目的とした事業です。事業の指定はなく、各道県、市町村が被災地域の実情に合わせて柔軟に作成、実施することができます。

3 事業実施までの手続き

(1) 事業計画の提出

復興交付金の活用を希望する道県、市町村は事業計画を作成し、期限までに内閣総理大臣（復興庁）に提出します。平成23年度は1月末と3月末に提出期限が設けられています。平成24年度以降は、復興の進捗状況を鑑みながら、一定期間ごとに提出期限が設けられる予定です。（概ね3ヶ月ごとの提出を想定しています。）

(2) 事業計画の修正

提出された事業計画について復興庁が検討を行い、各道県、市町村に対し、復興交付金の交付可能額を通知します。可能額は交付金総額、事業の所管省ごと、事業ごとに通知されます。これに基づいて当初提出した事業計画を修正し、内閣総理大臣（復興庁）に交付申請をします。（この段階で事業計画の内容について公表を行います。）

(3) 交付決定

申請した事業計画について、復興庁が事業の所管省に回付します。交付決定は各省ごとに行われ、交付金が交付されます。これにより事業に着手することが可能になります。（例外的に交付決定がなされる前に事業に着手することができる場合があります。）

4 事業の進捗管理・実績評価

事業の効率化、適正化を図り、透明性を確保するため、交付申請した事業計画の公表、実施事業の進捗状況の公表、計画終了後の事業実績の評価を行います。

基幹事業における対象事業（5省40事業）

※このリストは、国の3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性があります。

○文部科学省

- 1 公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
- 2 学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
- 3 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
- 4 埋蔵文化財発掘調査事業

○厚生労働省

- 5 医療施設耐震化事業
- 6 介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
- 7 保育所等の複合化・多機能化推進事業

○農林水産省

- 8 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
- 9 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
- 10 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
- 11 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
- 12 漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等）
- 13 漁港施設機能強化事業（漁港施設用地高上げ、排水対策等）
- 14 水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
- 15 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
- 16 木質バイオマス施設等緊急整備事業

○国土交通省

- 17 道路事業（市街地相互の接続道路）
- 18 道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
- 19 道路事業（道路の防災・震災対策等）
- 20 災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）
- 21 災害公営住宅家賃低廉化事業
- 22 東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
- 23 公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
- 24 住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等）
- 25 小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等）
- 26 住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
- 27 優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）
- 28 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
- 29 住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
- 30 造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
- 31 津波復興拠点整備事業【新規】
- 32 市街地再開発事業
- 33 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
- 34 都市再生区画整理事業（市街地液化化対策事業）
- 35 都市防災推進事業（市街地液化化対策事業）
- 36 都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
- 37 下水道事業
- 38 都市公園事業
- 39 防災集団移転促進事業

○環境省

- 40 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業